

3号機における中性子計測装置の指示変動に関する調査結果について

定期検査中の3号機において、平成16年12月23日、「起動領域中性子束モニタ^{*1}下限」の警報が発生したため、保安規定第27条で定める運転上の制限^{*2}を満足していないと判断いたしました。

その後、8チャンネルある当該検出器のうち1チャンネルの指示が変動していたことから、当該チャンネルをバイパス^{*3}し、保安規定第27条の運転上の制限を満足する状態に復帰させました。

起動領域中性子束モニタについては、残りの7チャンネルで原子炉の状態監視が可能なように余裕を持った設計としており、機能上問題はありません。(平成16年12月23日お知らせ済み)

調査の結果、原子炉格納容器貫通部の信号ケーブルの接触不良により指示変動が生じたものと推定いたしました。

このため、当該貫通部に設置されている予備の信号ケーブルと入れ替え、当該チャンネルが健全であることを確認いたしました。

以 上

* 1 起動領域中性子束モニタ

原子炉の停止中および低出力運転時に中性子の量を測定する装置。

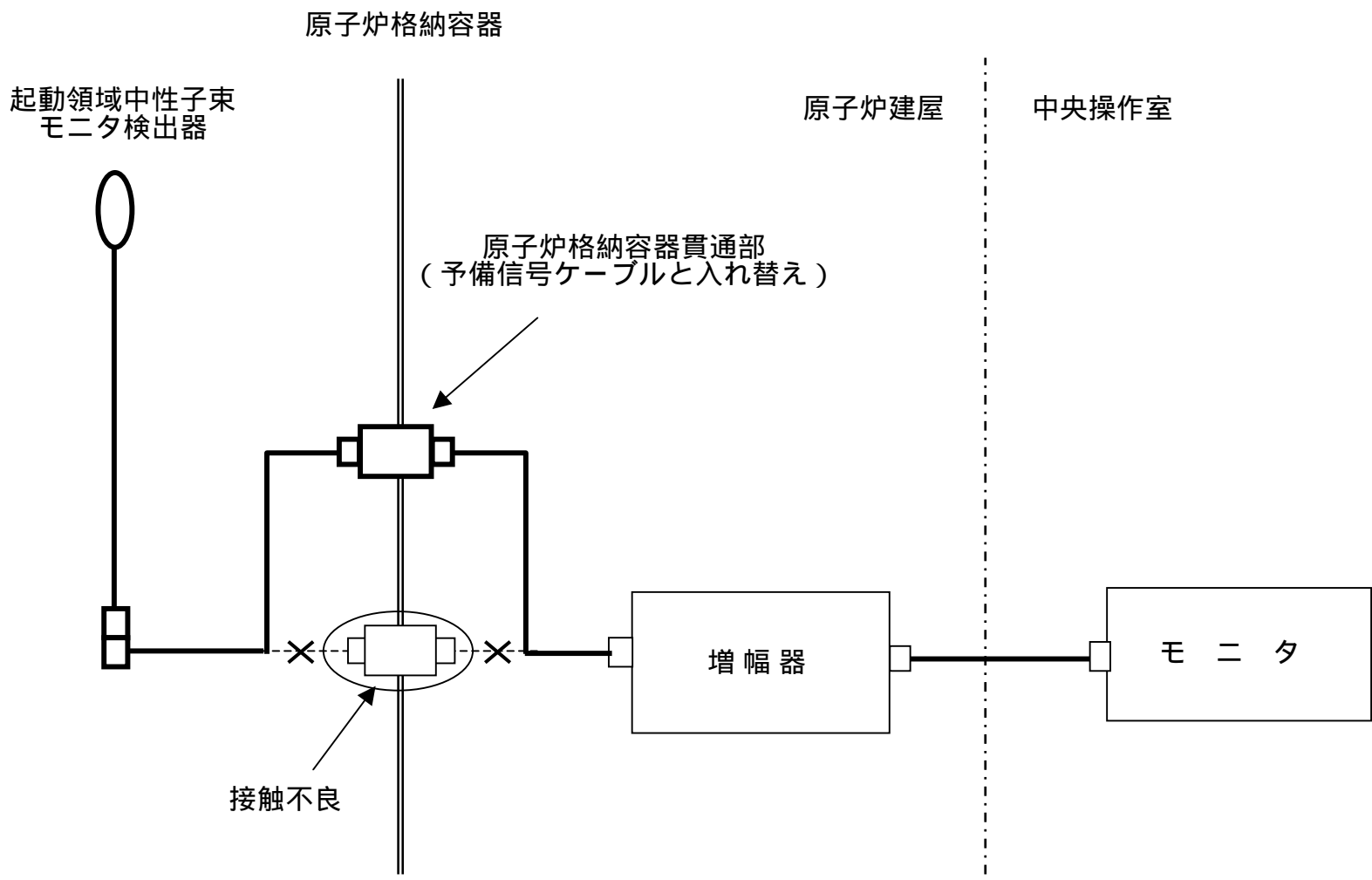
当該検出器は8チャンネルあり、1系列4チャンネルの2系列に分けてあり、当該検出器は1系列1チャンネルについてバイパスすることが可能である。

* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

* 3 バイパス

モニタを1チャンネルずつ点検校正するために、制御回路から切り離す機能。



3号機 起動領域中性子束モニタ系統図